# 平成18年田村市議会12月定例会会議録

平成18年12月8日(金曜日)

(第2号)

O出	席 議	員(2													
	議長	宗	像	公	_										
	1番	樽	井	義	忠	議	員		2番	大利	田田		博	議	員
	3番	菊	地	武	司	議	員		4番	遠	藤	正	德	議	員
	5番	橋	本		賢	議	員		6番	先	﨑	温	容	議	員
	7番	菅	野	善	_	議	員		8番	白	石	治	平	議	員
	9番	吉	田		豊	議	員	1	0番	長名	川名	元	行	議	員
	11番	半	谷	理	孝	議	員	1	2番	栁	沼		博	議	員
	13番	橋	本	紀	_	議	員	1	4番	石	井	市	郎	議	員

16番

18番

20番

22番

24番

猪瀬

佐 藤

元

橋

秋

石

明

忠

正 登

井 忠 治 議 員

本 文 雄

議員

議員

議員

議員

25番 本田仁一議員

藤

松本熊

村 越 崇

箭

安

佐久間 金 洋 議 員

内 仁 一

嘉一

吉

議員

議員

議員

行 議 員

### 〇欠 席 議 員 (な し)

〇会 議 月 日

15番

17番

19番

21番

23番

### ○説明のため出席した者の職氏名

市	長	冨	塚	宥	暻	助			役	鹿	俣		潔
収 入	役	村	上	正	夫	総	務	部	長	相	良	昭	_
企画調整	部 長	郡	司	健	_		活福福祉			秋	元	正	信
産業建設	部長	塚	原		正	滝	根行	政局	長	青	木	邦	友
大越行政	局 長	吉	田	良	_	都	路行	政局	長	新	田		正

常葉行政局長	白	石	幸	男	船引行政局長	佐	藤	輝	男
総務部参事兼総務課長	佐	藤	健	吉	総務部財政課長	助	JII	弘	道
企 画 調 整 部 参事兼観光交流課長	白	土	哲	=	生活福祉部生活環境課長	渡	辺	貞	_
産 業 建 設 部 参事兼産業課長	坂	本	謹扊	艾知	出 納 室 長	佐	藤		長
教育委員会 委員長	渡	辺		徹	教育委員会教育長	白	岩	正	信
教育委員会教育次長	宗	像	泰	司	教 育 委 員 会 学校教育課長	佐ク	八間	光	春
選挙管理委員会事務局長	佐	藤	健	吉	代表監査委員	武	田	義	夫
監査委員事務局長	渡	辺	新	_	農業委員会事務局長 兼総務課長	根	本	德	位
水道事業所長	助	JII	俊	光					

#### 〇事務局出席職員職氏名

 事務局長白石喜一総務課長渡辺新一

 主任主査斎藤忠一主

 変辺新一

 並

 が辺新一

 並

 が辺新一

 並

### 〇議 事 日 程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

## 〇本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長(宗像公一) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は26名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程(第2号)のとおりであります。

\_\_\_\_\_\_

#### 日程第1 諸般の報告

○議長(宗像公一) 日程第1、諸般の報告を行います。

本日は、説明のため、保健課長加藤与市君にかえて、生活環境課長渡辺貞一君が、生涯 学習課長堀越則夫君にかえて、学校教育課長佐久間光春君がそれぞれ出席しておりますの で、報告いたします。

### 日程第2 一般質問

○議長(宗像公一) 日程第2、一般質問を行います。

通告の順序により、3番菊地武司君の発言を許します。菊地武司君。

(3番 菊地武司議員 登壇)

○3番(菊地武司) おはようございます。ただいま、議長より許可を得ましたので、通告により12月定例議会の一般質問をさせていただきます3番菊地武司です。

新聞紙上に本年度の10大ニュースや流行語大賞等が載ってきますと、年末だなという実感をさせられてまいります。ちなみに本年度の流行語は「イナバウアー」、「品格」、「格差社会」、「メタボリックシンドローム」などなどでございますが、大変私自身も身につまされるところがございます。

それでは、通告により、まず初めの平成19年度予算編成について御質問させていただきます。

本年度の予算編成が進められておるところでございますが、予算編成に大変苦慮されているとも聞いております。この大きな要因は、戦後最大のいざなぎ景気を抜いて好景気の持続と言われながらも、地方には実感が伴わないし、消費マインドも目に見えるほど伸びていない状況です。地方分権と言われておりますが、三位一体改革で地方交付税・国庫補助金の減少、地方財政の危機が訪れようとしておりますし、北海道の夕張市の例は他山の石とは思われません。

行財政改革に特効薬はないので、まず精査してできるものから進めていくというのが一番と思います。地方主権と言われておりますが、行財政の進め方次第では地方自治体に大きな格差がつくものと危惧されます。

田村市でも地方分権にふさわしい行財政運営、コスト管理が重要な課題ですし、少子高齢化が年々進み、扶助費が年々増加傾向にある現状、限られた自主財源では市民のニーズ

に等しく対応が難しくなってくるものと思われます。そういう視点から、自主財源の確保 は大変急務だと思います。

以下の観点から、次の3点について質問いたします。

平成19年度予算規模及び税収の見通し、平成19年度重点施策と予算の伴うところの新規 事業、安定自主財源の確保について。

以上、当局の見解をお伺いいたします。

- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- ○市長(冨塚宥暻) 3番菊地武司議員の平成19年度予算編成についての御質問にお答えいたします。

初めに、予算規模及び税収の見通しについて申し上げます。

平成19年度予算編成につきましては、去る10月17日に庁内の予算編成会議を開催し、厳しい財政状況を十分認識して、行政と住民との役割分担の見直しを図るとともに、地方分権の推進や行財政改革による真の住民自治を目指した予算編成作業を進めるよう指示したところであります。

現在、担当課において予算の積算がなされ、財政課において予算要求書を取りまとめている段階にあり、予算規模が確定したものとはなっておりませんので明確な数値を申し上げることはできませんが、現在の段階における一般会計の試算について申し上げます。

平成18年度予算に比べ、歳出予算では古道小学校の建設を初め、合併特例債事業計画等による普通建設事業費が大幅に増加することが予想されるほか、郡山地方広域消防組合など一部事務組合への負担金の伸びが予想され、また公共下水道事業特別会計の繰出金の増が見込まれております。

一方、歳入予算の見込みといたしましては、合併支援としての特別交付税を初めとする 地方交付税及び合併補助金の減額並びに税源移譲に伴う所得譲与税の削減、さらには今年 度取り崩して財源としておりました財政調整基金を繰り入れないものとして試算しますと、 歳入額の大幅な減額が見込まれ、財源不足が生じる見込みとなっております。

このため、歳出面でも物件費や維持補修費など経常経費の削減が避けられない状況にありますことから、事務事業の大幅な見直しを初め、田村市単独普通建設事業費の縮減などを行い、合併特例債事業を除いた歳出予算は前年度と対比して減額せざるを得ない状況であります。

次に、来年度の税収の見通しにつきましては、三位一体改革により国から地方へ税源の

移譲がなされますが、地方においては依然として地価の下落傾向が続いており、設備投資 も低調であります。このような状況の中、個人市民税につきましては国からの税源移譲に 伴い、住民税を10%フラット化による試算をいたしましたところ、前年対比40%増の約3 億円の増収が見込まれ、総額では10億9,000万円程度と見込んでおります。この税源移譲 は、納税者の負担を変えないで国と地方の配分割合を変えるものであります。

次に固定資産税につきましては、引き続き地価が下落しているため土地総評価額の減、 家屋については新築家屋分で総評価額の増、償却資産については設備投資の停滞から評価 額の減が見込まれますことから、固定資産税全体では前年並みの17億4,000万円程度と見 込んでおります。

そのほか法人市民税、国有資産所在市町村交付納付金、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税につきましても、それぞれ増額はあるものの総体的には前年並みの見込みであります。

これらの見通しから、平成19年度田村市税総額は約34億円程度になるものと考えております。なお、今後の課税時期までには未確定要素がありますことから、多少の変動が生じることも考えております。

次に、重点施策と予算の伴う新規事業について申し上げます。

予算編成に当たりましては、事務事業の重点選別と財源の重点配分に徹し、経常収支比率の改善に努めるとともに、進行する少子高齢化、国際化、高速交通化、高度情報化といった社会情勢の変化や多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応してまいります。このため、本定例会に御提案いたしております田村市総合計画の具現化、田村市行政改革大綱に定めた11項目の具体的な取り組みへの実践をするとともに、雇用の場の確保を図る上からも企業誘致のための専門班設置につきましても前向きに考えてまいります。

また、予算の伴う新規事業といたしましては、古道小学校建設や学校統廃合の推進など教育環境の整備、子育て支援センターの建設を初め、幼稚園・保育所連携施設建設の調査・設計、放課後対策としての子供プランの実施、さらには小学校児童の医療費無料化などによる子育て支援対策、田村市運動公園内に体育館建設のための調査・設計、常葉地区の携帯電話不通話地域解消事業、都路地区防災無線の整備充実、さらには阿武隈高原サービスエリアへのスマートインターチェンジ建設などに着手いたしますとともに、本年度に引き続き、田村市内の幹線道路及び未舗装解消など地域の生活道路整備、船引駅周辺整備、新たな観光開発の調査などを進めてまいります。

また、歳出の増加を伴う新規事業につきましては、非常に厳しい財政状況でありますので、既存施策の廃止・縮減を前提とした見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルド方式により財源を捻出し、取り組んでまいります。さらに地域振興基金を活用し、クラスター方式による地域の特色ある事業を進めてまいります。

次に、安定自主財源の確保策について申し上げます。

田村市の歳入に占める自主財源の主なものは、今さら申し上げるまでもなく田村市税でありますので、今後も適正な課税客体の把握に努めるとともに、税の公平性の観点からも市税等未納対策本部による徴収プロジェクトチームの強化による、さらなる徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努めてまいります。さらに、市の財政状況を広く市民に周知するなどして、引き続き納税意識の醸成・啓発を進めてまいります。

また、新たな自主財源の確保は困難と思われることから、産業の振興や企業誘致等による税源かん養に資する施策を積極的に行い、収入の根幹となる市税の増収を積極的に図ってまいります。

平成19年度も引き続き厳しい財政状況が予想されますが、経費の節減、合理化をより一層推進しながら、財源の重点的かつ効果的な配分に努め、「あぶくまの人、郷、夢を育むまち~はつらつ高原都市 田村市~」の実現に向けて予算編成を進めてまいります。

- 〇議長(宗像公一) 菊地武司君。
- ○3番(菊地武司) ただいま当局の説明の中で、企業誘致専門班をつくる考えがあるということで、私並びに6月議会で3人ほど企業誘致のことについて御質問したと思いますが、 早急にやっていただければというふうに考えております。

ちょっと前の話で申しわけないですが、ことしの1月3日、日本経済新聞なんですが、正月だからこのくらい景気よくタイトルを上げたのかなと。1月3日の一番最初の面なんですが、「鉄鋼大手4社、高級鋼材6,000億円投資」、「初売り2けた増相次ぐ」、「百貨店伊勢丹本店は最高の売り上げであった」、「石川播磨重工業船舶補修、世界で受託網を築く」、「既存店売上高、ダイエー5%増、12月2カ月連続プラス」という1月3日の記事なんですが、来年の日本経済新聞の1月3日の記事はどういうことが載るかなというふうに私も楽しみにしているんですが、なかなか都市部では景気が回復したと言っておりますが、地方まではなかなか回ってこないというのが偽らざる現状かなというふうに私は思っております。

6月議会にもお尋ねしたんですが、その当時の答弁の中で「脈ありの企業がある」とい

うお話だったんですが、その後の経過と現在進んでいる企業、別に名前は出していただか なくても結構ですが、いろいろ御事情もあろうと思いますので、もし、わかる範囲内で。

- ○議長(宗像公一) ちょっと通告と違った再質問になっているのでそこはカットしてくれませんか。御存じのとおり、通告はわかりやすい通告でということでこれからもお願いしたいというふうに思います。
- ○3番(菊地武司) わかっている範囲でも教えていただければということで思ったんですが、そういうことでは了解いたしました。

それでは、2番目の質問に入らさせていただきたいと思います。

公共工事の入札制度についてでございます。私たち福島県の下水道工事を初め、和歌山 県、熊本県と入札に係る諸問題が、残念ながら司法の手によって捜査されております。

公共事業は市民生活に直結した重要な事業だけに、公平・公正、そして適正な入札制度のもとに請負契約がなされなければなりません。少しでも疑惑が持たれるようであれば、入札制度に不備があるものと思わざるを得ませんし、市民の皆さんに納得していただける制度と実行でなければならないと思います。

年々公共事業が減少し、業界の方々も大変疲弊しております。取り立てて大きな基幹産業の乏しい田村市において、極力地元業者に発注できるシステムづくりと、大手が落札した場合でも二次下請に地元工事関係者が入れるように事前に取り決めるようにしておく。例年のことですが、会計年度の兼ね合いもありますが、工事が秋から冬にかけての施行ではなく春から夏にかけて工事を行う。そうすれば工事進捗も高まり、凍霜害の心配もなく同じ予算で工期も短縮できるし、完成度も高いものができるものと思いますので、以下の2点についてお尋ねいたします。

- 1番目、公共工事入札制度の現状と今後の方針。
- 2番目、公共工事の地産地消と早期発注。

以上の2点について、当局のお考えをただします。

- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。富塚市長。
- **〇市長(冨塚宥暘)** 公共工事入札制度についての御質問にお答えいたします。

初めに、公共工事入札制度の現状と今後の方針について申し上げます。

田村市の工事請負契約に当たりましては、地方自治法第234条及び同施行令第167条の規 定に基づき、工事予定価格が130万円を超えるものにつきましては、一般競争入札及び指 名競争入札により行うこととしております。さらに、工事等の請負契約に係る指名競争入 札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準により、一般土木工事にあって は工事設計価格 3 億円以上、また建築工事にあっては、工事設計価格 5 億円以上は制限付 一般競争入札方式により行うこととしておりますが、合併以来実績はない状況であります。

指名業者の選定に当たりましては、助役を会長に、部長、行政局長で構成いたします工事等指名委員会で選考いたしておりますが、合併による指名制度の激変を緩和するため、旧5町村の指名制度を踏襲し、地域性に配慮した指名を行っております。

しかしながら、合併後2年を経過する時期に差しかかっておりますことから、新市の一体性、公正で透明な競争をさらに確保する観点から、工事担当部課長による入札制度検討会を設置し、制限付一般競争入札の活用、田村市全体での一体化による指名業者選考などの課題について検討を行っておりますので、早い時期にこれらの改革案を取りまとめ、実施に向けて進めてまいります。

次に、公共工事の地産地消と早期発注について申し上げます。

公共工事の市内業者への発注は、経済の地域内循環、地元建設業者の育成と技術力の向上に果たす役割は大きいものがあると考えております。田村市におきましても、合併以来、建設工事の入札に当たりましては、特殊な工事等一部のものを除きまして市内業者を選考、指名し、入札の執行を行ってまいりました。今後も公共工事の品質確保のため、より一層技術と経営に優れた地元業者の育成に努めていく考えであります。

しかしながら、地産地消の推進のためには、公正な競争と地元経済への配慮の両立が不可欠でありますので、入札・契約手続の透明性を高め、公正適正な入札執行が確保できるよう努めてまいります。

また、工事の早期発注につきましては、公共工事発注計画を作成して、工事名、工事場所、四半期ごとの発注時期などを明記して公表いたしております。その公表に基づき、早期発注に努めておりますが、同一年度内での設計、施工、国・県補助事業の採択の関係で工事着手時期がおくれる傾向にあります。御指摘のように、早期発注により事業効率性の向上が期待できること、さらには公共事業が地域経済に与える影響が非常に大きいことを考慮し、工夫をしてでき得る限り早期の発注に努めてまいりたいと思っておりますが、早目に工事発注をいたしますと、冬期間、田村市内の業者が仕事がなくなるという懸念もございますので、その辺を配慮して四半期ごとの発注時期と、そのほか先ほど申し上げましたように、他の一般の工事関係者もあるので一般市民から見ると、なぜ冬やるのかと言われる傾向も認識はいたしておりますが、市発注については先ほど申し上げましたように、

四半期ごとに4月、10月にそれぞれ公表をいたしておりますので御理解いただきたいと思います。

- ○議長(宗像公一) 菊地武司君の再質問を許します。
- ○3番(菊地武司) 先ほどの、公共工事入札制度の現状と今後の方針について、早い時期に見直し検討をしているという市長の答弁がございましたけれど、早い時期というのは来年度あたりから実質見直しに入っていくのかどうか、その辺1点お聞きしたいと思います。
- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- **〇市長(冨塚宥暻)** 再質問にお答えいたします。

平成19年度からの実施に向けて、今取り組んでおります。

- 〇議長(宗像公一) 菊地武司君。
- 〇3番(菊地武司) 了解いたしました。

来年度は、田村市にも青年会議所とかロータリークラブの地区大会が2回ほど1,000人規模の大会がございますけれど、新生田村市を大いに売り込むチャンスだと思いますので、私たち市民もいろんな面でバックアップして、議会行政の方もバックアップしていかなければならないのかなというふうに思っております。これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

〇議長(宗像公一) これにて3番菊地武司君の質問を終結いたします。

次の質問者、16番猪瀬 明君の発言を許します。猪瀬 明君。

(16番 猪瀬 明議員 登壇)

○16番(猪瀬 明) 16番猪瀬 明でございます。議長のお許しを得ましたので、3点ほど 通告による質問をいたします。

まず、1点目は田村市防災行政無線の整備についての質問でございます。

災害対策基本法42条の規定に基づき、田村市地域防災計画が作成されておりますが、災害から市民の安全を守るには、災害の発生の恐れなどをいち早く知らせなければなりません。不幸にも災害が発生してしまった場合の避難誘導も重要であります。

災害はいつ起こるかわかりません。田村市内全域には防災行政無線が設置されておりますが、難聴地域があったり、戸別受信機が設置されていない家庭もあります。現在の設備はアナログ方式であり、デジタル方式の設備に変更して田村市内を一本化したいような話も聞いておりますが、先ほど申し上げたように災害はいつ発生するかわからないのでございます。こうしているうちにも災害が発生するかもしれないのです。早急に全市民に対し

くまなく情報の提供ができる体制を確立していただきたく以下の2点について質問いたします。

1点目は、市民に対する災害時の情報提供、避難誘導を迅速に行うための防災行政無線の整備を図るのは重要であると思われますことから、田村市の現状と今後の整備計画について伺います。

2点目に、田村市内には防災行政無線の難聴地域が多々あると思われますが、そのような地域への解消対策は考えているのか、また戸別受信機の導入計画等を含めお伺いいたします。

- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- ○市長(冨塚宥暘) 16番猪瀬 明議員の田村市防災行政無線の整備についての御質問にお答えいたします。

初めに、田村市の現状と今後の整備計画について申し上げます。

田村市におきましては、既に合併前に防災行政無線の整備が終わっておりまして、滝根、大越、常葉、船引の各行政局では各世帯に戸別受信機が配置され、屋外局と戸別受信機の併用により、災害時のみの情報提供などにかかわらず、交通安全、防犯、納税、さらには地域での事業開催案内など多方面で市民の皆様への伝達手段として活用しているところであります。

しかしながら、都路行政局管内につきましては、合併前の防災無線は屋外局が26行政区に1基ずつ整備されましたが、戸別受信機は屋外局で聞こえない地域で希望した家庭226世帯に対してのみ設置され、全世帯に戸別受信機が設置されていない現状であります。

今後の整備計画につきましては、合併いたしましたことから5行政局の防災無線の周波数を統一しなければならないことや、おただしのようにアナログからデジタル化対応の整備について計画的に進めてまいります。

次に、市内の防災無線難聴地域の解消策等につきましては、ただいま現状と整備計画について申し上げましたが、市内における防災行政無線の難聴地域となりますと、屋外拡声機による広報が聞こえにくい現況にある都路行政局でありますことから、戸別受信機未設置の解消を図るために、本年、戸別受信機設置のための調査と実施設計を行っており、平成19年度には戸別受信機を設置してまいる考えであります。

- 〇議長(宗像公一) 猪瀬 明君。
- O16番(猪瀬 明) 再質問ではございませんが、予算厳しき折、計画実行に移すというお

答えでございます。市民の方たちが安全安心な生活を営むためにも大変寄与することと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目は、有害鳥獣による農作物の被害状況及び対策についてでございます。

猟友会等関係者の皆様方には、有害鳥獣による農作物の被害対策について大変御苦労を おかけしておりますこと、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

農作物を荒らす有害鳥獣の被害については、田村市内どの地域の市民からも「何とかしてほしい」との声が聞かれます。特にイノシシの被害が甚大であるように伺っており、農家の方々はなすすべもなく困り果てております。

また、漁業組合等が高額の資金を使って渓流魚の放流を行っておりますが、カワウの住みつきによって食べられてしまうという被害が発生しているようであり、これは全国的にも被害が発生しているとマスメディアにおいても報道されておりました。

以上のようなことから、以下の3点について質問いたします。

1点目は、イノシシ・カラスなど有害鳥獣による農作物への被害状況はどの程度か伺い ます。また、状況を把握していれば数字でお示しいただきたいと思います。

2点目に、有害鳥獣捕獲等がどのような対策をとったか、また被害甚大な農家等への支援対策は考えているのかお伺いいたします。

3点目といたしまして、漁業関係者によると各河川等において、カワウによる被害が発生し、ヤマメ・イワナ等が減少して困っているとお聞きしますが、カワウの被害状況を把握しているのか、あればその被害対策を考えているのかお伺いいたします。

- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。
- **○産業建設部長(塚原 正)** 有害鳥獣による農作物等の被害状況及び対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、田村市でのイノシシ・カラス等の有害鳥獣による農作物への被害状況について 申し上げます。

昨年10月から本年9月までの1年間で、イノシシによる被害は春の播種期の被害として 水稲及び芋類がそれぞれ30アール、夏から秋の生育・収穫期においては水稲が2.1~クタ ール、芋類が2.0~クタール、デントコーンなどの飼料作物が3.0~クタール、カボチャ5.8 ~クタール、その他豆類・雑穀などで5.4~クタールの合計18.3~クタールであります。

また、カラスによる被害につきましては、豆類が10.0~クタール、雑穀類が5.0~クター

ル、野菜関係が5.4~クタールの合計20.4~クタールであります。

その他の野生鳥獣による被害は、スズメ・カモ・ネズミ・ハクビシンなどにより、水稲で10.2~クタール、雑穀類が2.0~クタールの耕地で農作物の被害が確認されております。

次に、有害鳥獣駆除等の対策と被害甚大な農家への支援策について申し上げます。

被害が広範囲にわたり、連続的・反復的な農作物被害に対しましては、市内五つの有害 鳥獣捕獲隊に駆除を依頼しまして、その対策に当たっているところでございます。今年度 におきましては、既に滝根地区隊に3回、大越地区隊に4回、都路地区隊に7回、常葉地 区隊に4回、船引地区隊に5回の捕獲を依頼し、実施したところであります。

昨年度までの捕獲駆除回数に比べますと、それぞれの隊に1回から2回ほど駆除回数を ふやして依頼し、住民・被害農家からの駆除要請にこたえているところであります。

今年度の新たな対策としましては、従来は銃器による捕獲を行ってまいりましたが、イノシシが夜行性で人の気配に敏感であるといった習性などから、夜間発砲できない銃器による捕獲では隊員の方々が大変な苦労をして捕殺してきたことから、隊員の方々の負担を軽減し、かつ効果的な捕獲を行うために、捕獲隊のわな免許保有者の協力を得てすべての捕獲隊にイノシシ捕獲用のわなを配備し捕獲に当たっていただいております。その結果、14頭のイノシシをわなで捕獲したところでありますが、捕獲隊による駆除が根本的な解決策には至っておりません。森林や農地の荒廃がイノシシをふやしている要因となっているところから、農家・林家の方にもイノシシのえさとなる畑への収穫物の放置や、堆肥の野積みを極力抑えていただくことをお願いするとともに、森林や農地の適正な管理の啓蒙を図るなどの措置を講じてまいりたいと考えております。

また、被害が甚大な農家等への支援策につきましては、現在までのところ、鳥獣被害によって農家経営等が著しい困難にあっているという報告は受けておりませんが、農家経済の窮迫や種子の確保等が困難となった場合には、農業共済組合や農協など関係機関と一体となって対応を検討してまいりたいと考えております。

なお都路町では、本年8月に阿武隈山系には生息していないとされているクマの目撃情報もありましたので、同じく目撃情報のありました浜通りの近隣市町村、関係機関とも連携をとりながら人命人家に被害が生じないよう十分注意を払ってまいりたいと考えております。

次に、カワウによる被害の状況把握とその対策について申し上げます。

かつて、カワウは全国のいたるところで生息しておりましたが、河川環境の悪化などに

伴って減少し、昭和50年ごろには全国でも3,000羽程度しか確認されていない希少鳥類となっておりました。その後公害対策などにより水質が改善され、河川改修が進み、魚を捕らえやすい条件が整ってきたことから、昭和60年ごろから増加し始まり、全国各地で水産被害が報じられるようになりました。

県内においても、一部の地域でしか生息は確認されておりませんでしたが、平成8年ごろから会津の阿賀川に飛来し始め、次いで阿武隈川流域でも生息が確認されるようになりました。田村市内でも三、四年前からカワウの目撃情報が寄せられ、現在は大滝根川水系の船引町・常葉町で、また高瀬川水系の都路町で目撃され、魚類に被害を生じているとの話を伺っております。

カワウは川に生息する魚類をえさとすることから、水産資源の確保を目的に稚魚を放流 している漁協関係者にとっては、深刻な問題であると認識をしております。

福島県の調査によれば、平成15年時点で県内のカワウの生息数は1,600羽以上、年間の漁業被害は約8,000万円と推計され、個体制限が必要との判断から年間300羽の捕獲数量が示されております。平成16年度においては、三春ダム周辺でのカワウの確認が顕著になったことから、旧船引町を初め、大滝根川流域の町村で協議を行なった経過がありますが、県内の他地域での被害が甚大で大滝根川流域にまでは捕獲が認められる状況になかったことから、現在まで具体的な対策を講じないまま推移してきております。

福島県においては昨年度からカワウの本格的な生息調査を開始し、また今年度においてはカワウ対策地域協議会を発足させ、カワウの実態とその対策を現在検討中でもありますので、これらの情報も得ながら、さらには阿武隈川漁協、室原・高瀬川漁協の市内各支部の方々の意見も伺いながら、対策に当たってまいりたいと考えております。

#### 〇議長(宗像公一) 猪瀬 明君。

O16番(猪瀬 明) 再質問ではございませんが、有害鳥獣は年々増加しているのが現実でございます。農家の人たちは電気牧さくというような電気の通じる配線をしながら稲作を守っていたり、畑につきましてはトタン板や防網ネットで安全を期しているような現状でございます。今後なお一層、有害鳥獣駆除隊の出動やら、できることなら支援対策等も今後なお一層考えていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

3点目、子供を取り巻く環境が悪化しているが、その対応策についてでございます。 最近の新聞・テレビ等で頻繁に報道されております乳幼児への虐待事件、声かけ事件、 子供のいじめ等、問題は既に御存じのことと思いますが、私には他人事とは思えません。 幼い子供の人権を踏みにじり命を軽んずることと、一向に減らない陰湿ないじめには強い 憤りを感じる次第でございます。

田村市からは、このような悲惨な事件、事故、問題は出さないよう、起こさないよう取り組まなければならないという思いから以下の3点について質問いたします。

その前に、きょうの福島民友でございますが、この中に「県内いじめ大幅増、595件。全国最低の事件事故がなかったものが一転して急に表に出た事犯」ということで報道されております。このような観点から3点ほど質問いたします。

田村市内において、乳幼児の虐待及び親の子育て放棄などの事例はあるのか伺います。

2点目、田村市内の小・中学校のいじめなどの事例はあるのか、同じく伺います。

3点目、児童が安心・安全に教育を受けることができるよう、学校・地域・家庭が連携 し、児童・生徒を見守る体制づくりが必要であると思われます。ついては田村市内の各学 校における子供の安全見守り隊等の結成状況と指導対策について伺います。

- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- **〇市長(冨塚宥暘)** 子供を取り巻く環境が悪化しているが、その対応策についての御質問にお答えいたします。

初めに、乳幼児の虐待及び親の子育て放棄等の事例について申し上げます。

児童虐待につきましては全国的に年々増加し、深刻な状況にあり、毎日のように痛ましい報道がなされ、心悩んでいる1人であります。また、福島県内においても、5月には児童虐待による死亡に至る事件が発生しており、児童虐待は緊迫した状況と認識いたしております。

おただしの事例につきましては、田村市内の中に現在のところ報道されるような事態のケースはありませんが、虐待が2件5名、養育放棄が1件2名の計3件7名であります。そのうち3名が福島県児童相談所で保護されている状況であります。

このような状況を考慮して、田村市は児童虐待を始めとした児童相談関係の強化を図るために、本年4月より家庭児童相談員1名を生活福祉部福祉課に配置し、家庭児童相談体制の充実を図るとともに、去る10月23日には田村市要保護児童対策地域協議会を設置し、予防対策を図っているところであります。

今後もすべての子供が心身ともに健やかに育ち、その持てる力をさらに伸ばすことができますよう、関係機関と連携を図りながら要保護家庭への切れ目のない支援を積極的に提

供し、児童への虐待予防に努めてまいります。

全国的に発生しているこのような事件でありますが、田村市内で把握したのは先ほど申 し上げたとおりでありますが、なかなか実態がつかめない状況にあることも御認識いただ きたいと思っております。

- 〇議長(宗像公一) 白岩教育長。
- **〇教育長(白岩正信)** 小・中学校のいじめ等の事例はあるのかについて申し上げます。

平成18年10月23日付で、文部科学省から通知がありました「いじめ問題への取り組みの 徹底について」に基づきまして、市内小・中学校に対していじめに関する調査を行いまし た。

その結果、平成18年度においては11月1日現在で29件ありました。この解消状況でありますが、既に解消済みのものが6件、解消中のものが11件、調査中のものが12件であります。いじめ問題がまだ解消していない事案につきましては、いじめられる子供の立場を十分に理解して支えていくとともに、いじめる側や周りの児童・生徒への指導を適切に行い、また関係する保護者との信頼関係の構築に努めながら、早期解決に向け誠意を持って対応に当たっているところであります。

今後も、いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つと同時に、いじめは、いつ、どこの学校においても起こる可能性があるという危機感を持ち、各校で作成しました、いじめ防止対策計画に基づきまして、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行うよう指導・支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、各学校における子ども安全見守り隊の結成状況と指導対策について申し上げます。

「子ども安全見守り隊」につきましては、田村市においては本年度から、すべての小・中学校区に結成されております。主な活動といたしましては、登下校のときに合わせたあいさつ運動や、通学路の散歩、通勤途中での見守り等であります。また、登下校時の付き添いや通学路の巡回を行っていただいている見守り隊もあり、大変心強く思っているところであります。

市教育委員会といたしましては、子ども安全見守り隊の発足に伴い、防犯パトロール用の腕章を作成・配布し、活用いただいているところでありますが、来年度はそれぞれの見守り隊が事情に応じて効果的に活用できる予算措置を検討してまいりたいと考えております。また、児童・生徒を見守る指導対策につきましては、各小・中学校での児童・生徒ー人一人の通学通路と通学方法等の実態を踏まえ、危険箇所などを明らかにした安全マップ

を作成するとともに、交通安全教室や防犯教室を実施して不審者等への対応の仕方や危険 を回避する方法等について指導しております。その際、被害の未然防止策の一つとして、 全児童・生徒に配布しております防犯ブザーの有効活用についても指導しております。

関係機関の協力を得ての指導対策といたしましては、声かけ事案やつきまとい事案に即時に対応するために、子供を守る安心メールの配信システムを活用するなど、各学校と三春・小野両警察署との連携を図っております。さらには福島県警察本部からの月ごとの声かけ事案発生状況について、各小・中学校へ情報を提供するとともに、田村市内及び近隣の市町村で声かけ事案等の発生があった場合には、校長会との連携を図りながら各小・中学校における情報の共有化及び指導対策の検討・周知を行い、未然防止に努めております。

地域での協力体制につきましては、本年度からスタートしました3名の「スクールガードリーダー」による防犯パトロールや、従来から設置されております「子ども110番の家」の御協力などにより、各学校区の効果的・継続的な安全体制の確保に努めているところであります。市教育委員会といたしましても、地域の子供を地域で守ることができるよう、田村市広報誌や防災行政無線による広報により啓発活動を推進しておりますが、今後とも子ども安全見守り隊を初め、学校や地域、関係機関との連携を図りながら、登下校時における児童・生徒の安全対策を一層充実できるよう努めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(宗像公一) 猪瀬 明君。
- O16番(猪瀬 明) 再質問ではございませんが、乳幼児の虐待事例や子育ての放棄事例、また小・中学校のいじめ等の事例が多々ありました。表に出てくる部分がこれだけの件数ということは、実際はまだまだ3倍にも4倍にもいる可能性がございます。行政側といたしましても、今後指導体制の充実を図りながら、子供たちのために各関係機関と連携を密にして取り組んでいただきたいと思います。以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。
- ○議長(宗像公一) これにて16番猪瀬 明君の質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は11時15分といたします。

なお、7番菅野善一君は所用のため途中外出する旨の届け出がありましたので御報告申 し上げます。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(宗像公一) 休憩前に引き続き再開をいたします。

次の質問者、11番半谷理孝君の発言を許します。半谷理孝君。

(11番 半谷理孝議員 登壇)

O11番(半谷理孝) 11番半谷理孝でございます。通告のとおり一般質問をいたします。

談合事件後の県は発注、いわゆる入札の仕組み改善に努めているとのことであります。一方、県建設業協会も法令遵守の意識を高めようと研修を行いました。12月5日のことであります。県における除雪事業に対し、応札しない態度を示したのは研修をした協会であります。2005年度都道府県別平均落札率が公表されました。1位の長野県は74.8、最下位の宮崎県は95.8であります。その差21ポイントは、1,000万円の工事であれば210万円の差と理解されます。それぞれの知事は前者で落選、後者は失職という審判を県民から下されました。落札率100%という自治体が本県には存在していることが明らかになりました。納税者が納得できる公共工事のあり方について2点お尋ねをいたします。

なお、同僚議員と重複する箇所があった場合についても答弁を願います。

指名競争入札・一般競争入札・随意契約、それぞれ長所と短所及び現行田村市における 比率をお示しください。予算100円を120円に生かすため、これは市民の血税をむだにする なとの意味に解釈をしていればよいのかなと思います。今後改善、進化させる考えはない のか所見をお示しください。

二つ目、過年度発注の井堀光大寺線工期内に生じた隣接地権者とのトラブルについて説明を求め、受注業者に対する指導が適切だったのか所見をお示しください。また、門沢字深山292番地における砂防工事への予算措置及び工事の経過と結果について説明を求めます。地形、地質等を考慮した場合、当局の対応に問題がなかったのか見解をお示しいただきます。

- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- ○市長(冨塚宥暘) 11番半谷理孝議員の納税者が納得できる公共工事についての御質問に お答えいたします。

初めに、指名競争入札・一般競争入札・随意契約の長所と短所及び田村市における比率などについて申し上げます。

田村市が発注いたします工事請負契約等に当たりましては、地方自治法及び同施行令の 規定に基づき、指名競争入札及び随意契約により行っております。 指名競争入札の長所は、指名することにより市内業者の発注機会がふえ、地産地消による地元業者の育成と経済の地域内循環が図られるとともに、不適格業者を排除して技術能力に適した業者との契約が可能となることが考えられます。その反面、自由に入札参加を希望する機会が狭まれることや、限定された業者での入札となり業者間の競争意識が停滞し、また談合につながりやすいという欠点も考えられます。

一般競争入札の長所は、広範囲の入札参加が可能となり業者間の競争意識が高まること、 さらには郵便やインターネットの活用により効率的な入札執行が可能となりますが、市外 の大手建設業者の参加により競争が激化するなど、地産地消の観点からは課題が多いもの と考えております。

さらに、地方自治法施行令第167条の2に該当する予定価格130万円以下の場合や、緊急に対応しなければならない場合など競争入札に付することができない場合に随意契約を結ぶことができます。随意契約は業者を指名し、見積書の提出を待って事務処理することができ、時間的に短縮され、手続も競争入札に比べ容易であるという利点がある一方、業者選定の幅が狭まり競争力が低下するという欠点もあります。

次に、平成17年度における田村市の工事請負契約の比率につきましては、工事請負契約総件数335件のうち、指名競争入札が194件で65.7%、一般競争入札がゼロ、随意契約が141件で34.3%であります。

入札制度の改善につきましては、公正で透明な競争をさらに確保する観点から、庁内の 入札制度検討会を設置し、制限付一般競争入札の活用、指名業者選考などの課題について 検討を行っておりますので、早い時期にこれらの改革案を取りまとめ実施に向けて進めて まいります。

- 〇議長(宗像公一) 塚原産業建設部長。
- **○産業建設部長(塚原 正**) 過年度発生の井堀光大寺線工事の工期内に生じた近隣住民とのトラブルについて、受注業者に対する指導が適切だったかについて申し上げます。

市道井堀光大寺線は、旧船引町が平成11年度に道路改良工事を発注し、旧船引町内の業者が工事を受注し、施工した路線であります。この工事期間中に、請負業者と近隣住民との間のトラブルについてのおただしでありますが、当時の道路改良工事期間中に近隣住民と請負業者との間にトラブル等があったという報告は、旧船引町時代は受けておりませんでしたが、本年11月6日及び13日に当事者からお話がありました。旧船引町並びに田村市の工事請負契約約款第28条において「工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、

請負業者がその損害を賠償しなければならない」と明記してあることから、田村市では請 負業者に対し全発注工事について施行現場内の安全管理や施工管理に十分努めるとともに、 施行現場近隣者とのトラブル等を起こさないよう指導しております。

トラブル等が起きた場合には、発注担当所管課へ速やかに報告させるとともに、工事請負契約約款により請負業者が責任を持って問題の解決をするよう指導しております。

次に、船引町門沢字深山地内の墓地の土どめ工事への予算措置及び工事の経緯と結果についてでありますが、昨年12月に船引町門沢字深山地内の共同墓地ののり面が崩落しているとの地元区長からお話があり、現地を確認した結果、崩落のり面の下に田村市が管理する排水路があり、これ以上崩れると水路が埋まり排水路及び農地に被害が発生するおそれがあることから、市としては災害の未然防止のために地元区長さんからの要望により松ぐい150本、野地板65枚の補修資材を現物支給したところであります。

また、地質、地形等を考慮した場合、市の対応に問題がなかったかにつきましては、工事箇所は行政区管理の共同墓地ののり面であり、共同墓地管理者が土どめ工事を発注し、工事費についても檀家が負担していると聞いております。共同墓地は墓地を管理する地区民の方々が維持管理するものであり、工事の施工については共同墓地管理者が発注者で、田村市としては排水路へののり面崩落防止のために資材のみ支給したものであります。

- ○議長(宗像公一) 半谷理孝君。再質問を許します。
- O11番(半谷理孝) 会社は社長と社員のものとの考え方が以前はありました。置きかえれば、自治体は市長と職員のものとなります。現在では会社は株主のもの、自治体は市民のものとの解釈が一般的かと思われます。

確認をしておきますが、発注者は当局でなければなりません。また、工事における数値、 質、両者考慮しなければならないのも当局であります。公共工事、その他の工事、補助金、 いずれ行政から出るお金は市民の血税であります。

お尋ねをいたします。一つ、特定者が私腹を肥やす、または利益を独占するのは悪い談合であります。受注調整をするのはよい談合なのか、容認されるのか。

二つ、指名競争入札の仕組みが談合の温床になっているとは考えられないか。

三つ、入札の仕組みでございますけれども、三者、財政及び品質をそれぞれ比較した場合、随意契約が優位とは考えられないかについて所見を求めます。

また、部長より答弁をいただいた件について、光大寺線の工事工期内にトラブルがなかったとの答弁でありますが、なぜ業者が保険を使って相手方にそれなりの対処をしたのか、

そのことについてお答えをいただきます。

さらに門沢字深山292番地への対応、これは河川エリアであることから、砂防対策については再度検討されるべきものではないかという考えでありますので、見解を求めます。

以上四つ、お答えをいただきます。

- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- ○市長(冨塚宥暘) おただしの4件ありますが、そのうちの3件についてお答えいたします。

第1点目でありますが、談合については市当局は一切関与しておりませんので、業者間の問題と認識いたしております。

第2点目、指名競争の入札は談合になりやすくないかということでありますが、いわゆる一般競争入札、これは全国的にどなたも参加できるとなると、大手業者がその地域の業者をつぶす可能性があります。そういうことから、どの自治体も発注者の方は血税はもちろんでありますからその中で指名競争入札。これが地元あるいはJVを組む場合もあります。それはその時点の工事、あるいは地域の自治体の発注する内容等によって、あるいはその成果がこの業者でなければならないという、いろんな角度からして当然指名競争を行っております。その指名競争入札をしたことによって談合が発生するかというのは、業者のモラルの問題と認識いたしております。

3点目の、例えば入札に付さなくても品質とかあるいは技術とか、そういったものがあれば入札に付さなくて随意契約がいいのではないかという件でありますが、あくまでも130万円以上については入札制度に基づいて施行法あるいは市の条例に基づいて実施しておりますので、特定の災害とか特殊な場合は除きますが、一般的には130万円以上を超えるものについては入札を行って指名をいたしている現状であります。これについて随意契約が望ましいかというと、ではどの業者を選定するかによっても、またいろんな課題が多く見られると思うので、今のところ130万円以上についてはなるべく5社以上ということで、今現在は実施しておるところであります。

- 〇議長(宗像公一) 塚原産業建設部長。
- ○産業建設部長(塚原 正) 再質問の2点についてお答えを申し上げます。

御質問のありました車に与えた被害については、事実であります。なおかつ、当事者同 士が協議をいたしまして、解決済みのことだということで伺っておりますので、それ以外 のことは事実としてありませんでしたというふうにお答えを申し上げたいと思います。 それから、2点目の墓地ののり面崩落の件でございますが、先ほどもお答え申し上げましたように、市として用排水堀が埋まりますと近隣の農地に被害を及ぼすおそれがあるというところから、関係資材を地元に交付したものでございます。墓地ののり面の崩落については、その管理者及び所有者が措置すべきものと考えております。

- ○議長(宗像公一) 半谷理孝君。再々質問を許します。
- **〇11番(半谷理孝)** 私は当局の立場を理解できますので、できる限り市民が納得できるような、そういった仕組みを築き上げていただきたいと考えます。

さらに、「・・・・・・・・」当たり前のことでありますので、その辺についても適切にお願いしたいと思います。

この件については、これでいいでしょう。次に移ります。

次は、農林業への取り組みについて2点お尋ねをいたします。

農林業経営は産品の価格下落や経費増により収支内容が悪化の一途をたどっております。 荒廃農地もふえております。小作料の現況をお示しいただき、さらなる引き下げが求められており、所見をお示しください。

二つ目、市内で行っている果樹の試験栽培について報告を求め、将来新しい地場産品として育てることが目的であるとした場合、販売戦略など早期に取り組む必要があるかと思われます。御所見をお示しください。

- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。
- O産業建設部長(塚原 正) 農林業への取り組みについての御質問にお答えいたします。 初めに、小作料の現況とさらなる引き下げについて申し上げます。標準小作料につきま しては、合併前の平成13年度に旧5町村の農業委員会でそれぞれ改定され、その後、合併 に伴い農産物価格の下落等を勘案し平成17年度に新規設定を行い、平成18年度から適用し ております。

10アール当たりの標準小作料の単価につきましては、平成13年度に旧船引町農業委員会が改定した単価と現在の単価を比較して申し上げますと、田については上田2万1,000円が1万2,000円に、下田1万1,000円が3,000円に引き下げられ、新たに中田8,000円が設置されました。畑については、たばこ畑1万5,000円が二つに分かれ、たばこ畑上1万2,000円とばこ畑下8,000円に、普通畑8,000円と飼料畑6,000円が一つになり普通畑3,000円に引き下げられ、その他に草地上2,000円と草地下1,000円が設定されました。

標準小作料の設定または改定につきましては、御指摘のありましたように、米価を初め、

ほとんどの農産物価格が低下しており、農業の収益条件は限界的な状況と認識しておりますので、農業経営の再生産を補てんするためにも関係機関及び近隣の市町村の状況並びに 農作物価格の状況を勘案し、田村市小作料協議会を設置してその意見を十分踏まえて進め てまいりたいと考えております。

- 〇議長(宗像公一) 冨塚市長。
- **〇市長(冨塚宥暻)** 私から、果樹の試験栽培について申し上げます。

私が船引町長時代に、住民参加による遊休農地の解消を推進することを目的に、農業関係機関・団体の方々を委員とした船引町畑作物振興研究会を平成16年4月に設立し、導入作物の検討を行ってきた結果、高齢者でも比較的作業しやすい果樹の導入を図ることとし、船引町堀越地区に果樹実証展示圃場を開設し、果樹の試験栽培に着手したところであります。

現在40アールの実証展示圃場に、リンゴ98本、桃50本、ブルーベリー115本、アンズ4本、 プルーン9本、スモモ10本、柿11本、計297本で7種類20品種が定植されております。本 年8月には桃が初めての収穫を迎え約800個を収穫いたしましたが、糖度が14度から16度 ととても甘くおいしいことから果樹栽培の振興や新たな農作物の産地化に向けて前進した ものと考えております。

今後の取り組みにつきましては、試験結果をもとにたむら農業協同組合や福島県県中農林事務所田村農業普及所と連携して果樹の育成指導講習会の開催や市内農家への普及推進を図るとともに、積極的な技術指導に取り組み果樹の振興を図ってまいります。また、収穫された果樹につきましては田村市内の直販所において販売を行うとともに、量的な生産増加に伴う販売戦略については、消費者の反応を見ながら地場産品としてたむら農業協同組合とともに生産・販売について検討してまいります。

- 〇議長(宗像公一) 半谷理孝君。
- O11番(半谷理孝) 約40年前になりますが、果樹を作物として導入をした人たちがおります。桃、リンゴ、栗などであります。立派な実をつけたそうであります。栽培には成功しても販売のノウハウがなく廃業を余儀なくされました。果樹の試験栽培を行っている七郷地区でのことであります。そして今、地球規模で自然・生活・社会などあらゆる環境に変化が起きております。田村でも農林業の後継者が減少し続けております。将来の食糧事情を考えるとき、生産技能の継承、農地の保全、そのことについて無関心でいるわけにはまいりません。田村の1次産業の復活は雇用への道でもあります。当局の投機戦略に御期待

を申し上げ、次に移ります。

住民の素朴な疑問についてでありますが、夕張市は御承知のとおり財政破綻をいたしま した。田村市では学校の統合を進めております。財政優先で行われる夕張市の学校統合は、 田村市の参考となるのかについてお答えをいただきます。

教育長、あなたに答弁をいただきたいと思いますが、市内小規模校の保護者が注目して おります。よろしくお願いを申し上げます。

- 〇議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。白岩教育長。
- **〇教育長(白岩正信)** 住民の素朴な疑問についての御質問にお答えをいたします。

財政優先で行われる夕張市の学校統合は、田村市の参考となるかについて申し上げます。 夕張市の学校統合は、財政破綻による再建策の一部として小学校7校と中学校4校を、それぞれ1校に統合するものであると認識しております。

田村市の学校統合計画は、予想をはるかに上回る速度で進行する少子化により増加している複式学級の解消と、教育環境の改善を図ることが目的でありまして、町村合併前から学校の適正規模・適正配置により複式学級を解消し、適切な人数の集団や社会の中でよりよく生きるための資質や能力、例えば多様な思考力、コミュニケーション能力、向上心などを育成する機会を確保しようとするものであります。統合により学校がなくなる地区の皆様にはこの目的をよく説明し、御理解をいただきながら円満な学校統合を進めておりますので、今後も同様に対応してまいります。

- ○議長(宗像公一) 半谷理孝君。再質問を許します。
- **〇11番(半谷理孝)** 立派な答弁をいただきました。質問を終わります。
- 〇議長(宗像公一) これにて11番半谷理孝君の質問を終結いたします。

あと15分ですが、これより昼食休憩のため休憩に入ります。

再開は午後1時といたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時03分 再開

- ○議長(宗像公一) 休憩前に引き続き再開をいたします。
  半谷理孝君。
- **〇11番(半谷理孝)** 発言の取り消しについて申し上げます。

先ほどの一般質問の中で、「・・・・・・・・・」と発言をいたしましたが、

適切な発言ではございませんでした。つきましては、「・・・・・・・・・」の 部分の発言を取り消したいので許可くださるようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宗像公一) ただいま半谷理孝君から発言の取り消しについて許可を求めるよう発言がございました。

発言の取り消しを許可したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) よって、発言は取り消すことに決しました。

次の質問者、20番佐藤 忠君の発言を許します。佐藤 忠君。

(20番 佐藤 忠議員 登壇)

**〇20番(佐藤 忠)** 20番佐藤 忠であります。通告に従いまして、2問ほど質問をさせて いただきます。

まず最初に、観光案内看板、立て看板の管理について。

あぶくま洞も開洞以来三十数年がたち、入洞者数も1,900万人を超し、現在でも入洞者は減少の傾向にあるものの、県内有数の観光地だと思っております。あぶくま洞の案内看板も市内外に多数あり来洞者の利便性に大きく寄与してきたところであります。しかしながら、老朽化により見えにくいものや木の枝、草のつるに巻かれているものもあり、また高速交通網の整備の進展により車の流れの変化もあり役目を終えた看板もあるものと思われます。このことから適正な維持管理が必要と考えております。今後の市の対応について伺います。

次に、あぶくま洞沿道、市道 1 - 3 号線沿線には旅館や他の観光地の看板もあり倒れているもの、あるいは損傷しているものがあり、観光地としての景観にそぐわない環境にありますので、設置者に対し指導・撤去などの行政としての何らかの方策が必要と思うが、市の考えを伺います。

- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- O市長(富塚宥暘) 20番佐藤 忠議員の観光案内板及び立て看板の管理についての御質問 にお答えいたします。

あぶくま洞の誘客案内看板は、市内外の主要道路を主として要所に、また広範囲にわたり設置し、訪れる観光客の利便に供してきたところであります。現在、田村市では公共サイン整備事業として調査・設計業務を委託して進めておりますが、これらは市内の看板を部門別にデザインなどを統一して、市民はもちろんのこと、田村市を訪れた皆さんが公共

施設や名所・旧跡など、市内での移動や行動をしやすくしようとするものであります。観光看板につきましては、観光客等に対する適切な誘導を目的の一つに掲げ、市内全域を対象にその作成を進めておりますので、立てかえや新設に際しましては当計画に基づき計画的に整備を図ってまいります。

また、あぶくま洞に通じる市道 1 — 3 号線沿線の私有地に設置されております近隣温泉 旅館などの観光誘客用の立て看板につきましては、設置後相当の年数が経過しており、おただしのとおり老朽化が激しく、景観を損ねている現状にあります。田村市では設置されている看板の調査を行い、設置者の確認と土地所有者の承諾を得て本年 3 月初めに設置者の 3 業者に対して、看板の改修または撤去等について文書をもってお願いをいたしたところであります。その結果、1 業者は本年 3 月 29日に撤去をいたし、残りの 2 業者につきましては早期に撤去を行う旨、伺っております。

しかしながら、既に倒産している旅館等の看板が設置されたままであることから、県中地方振興局に設置された地域連携室に相談をいたし、本年7月6日に地域連携室から現地調査をいただき、撤去について協議してきたところでありますが、設置者が不在という特殊事情から土地の所有者、看板の所有権の問題など課題が多くあります。このような状況を解決するために、土地所有者並びに県、関係機関あるいは弁護士などとも協議をしながら、田村市において撤去が可能なのかどうか十分な調査を行い、対応してまいります。

- ○議長(宗像公一)佐藤 忠君。再質問を許します。
- ○20番(佐藤 忠) 再質問でございます。

倒れている看板も何年もたって放置されておりまして、私の考えの一部なんですが、観 光地の景観条例などをつくって設置者に対して速やかに対処できるようにしてはいかがで しょうか。

- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- **〇市長(冨塚宥暻)** 再質問にお答えいたします。

まさに倒れている看板もあちらこちらに見受けられます。そしてその撤去については、 先ほど申し上げましたように地権者、あるいはその業者等にお願いしておりますが、なか なからちの明かない点もございます。そういう意味で、今後、このようなことがないよう な田村市としての景観条例を制定できないかというおただしでありますが、これらについ ては建物の建築、これらについても景観的なものをどうするのかということから景観条例 も制定することを視野に入れて今検討しているところでありますので、御了承願いたいと 思います。

- 〇議長(宗像公一) 佐藤 忠君。
- O20番(佐藤 忠) 景観条例も視野に入れているということなので、次の質問に移ります。 市・県民税について。平成19年度より国の三位一体の改革の一環として税源移譲が行われ、所得税、市・県民税の税率が変わると聞いておりますが、どのように変わるのか。また、低所得者への負担はどのようになるのかを伺います。
- 〇議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- **〇市長(冨塚宥暻)** 市県民税についての御質問にお答えいたします。

初めに、平成19年度三位一体の改革による税源移譲により、所得税・市民税の税率がどのように変わるかについて申し上げます。

平成18年3月に税源移譲に係る地方税法が改正され、田村市議会6月定例会において田村市税条例を改正したところであります。この税制改正は国・地方の三位一体改革の一環として、補助金改革とあわせ所得税法及び地方税法の改正による恒久措置として、所得税から住民税へ約3兆円の税源移譲をしようとするものであり、平成19年度からの市・県民税の税率については、所得割の税率が5%、10%、13%と現行3段階の累進税率から、所得の多い、少ないにかかわらず一律10%の税率に統一されました。

一方、所得税については現行10%、20%、30%、37%の4段階の税率から、5%、10%、20%、23%、33%、40%までの6段階の税率となります。また、所得税と市・県民税では基礎控除や一般扶養控除等の額が所得税38万円、市・県民税33万円と差異があるため、市・県民税において、人的控除差による負担増にならないよう減額措置が講じられますので、税源移譲に基づく個々の納税者負担の増はありません。

次に、低所得者への負担はどのようになるかにつきましては、例えば市・県民税の課税 所得が195万円以下であれば従来、所得税が10%、市・県民税が5%でしたものが、逆に 所得税が5%、市・県民税が10%となります。先ほど申し上げました人的控除等の調整措 置を導入することによって収入や家族構成が同じであれば、税源移譲の前後でどの所得階 層においても税源移譲による税の負担は生じないことになります。

しかしながら、税源移譲に伴い所得税が減となり市・県民税が増となりますことから、 市民の皆様に負担増とならない旨を市政だより11月号及び田村市のホームページにより周 知いたしておるところでありますが、市民の皆様方にはさらに周知に努めてまいりたいと 考えております。 また、特例措置として導入されていた市・県民税所得割額7.5%の定率減税が平成19年度 以後廃止されることから、この廃止に伴う所得割額の負担増につきましても、税源移譲と 同様に市民の方々に周知をしてまいりたいと考えております。

- 〇議長(宗像公一) 佐藤 忠君。
- **〇20番(佐藤 忠)** 細かく説明いただきましたのでわかりましたので、お知らせ板などでまた詳しく説明をいただきたいと思います。私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。
- ○議長(宗像公一) これにて、20番佐藤 忠君の質問を終結いたします。

次の質問者、19番村越崇行君の発言を許します。村越崇行君。

(19番 村越崇行議員 登壇)

O19番(村越崇行) 通告によりまして、質問をいたします。19番の村越崇行でございます。 1番目につきましては、入札の改革についてでございます。

福島県の談合事件問題以降、宮崎、和歌山というふうに毎日のようにこれらの問題が出ておりますが、11月19日の新聞によりますと、9月の県議会の記事が出ております。県の公共工事談合は、平成13年度から平成17年度までの5年間で5億円以上の公共工事は58件あり、そのうち落札率が95%以上の工事は48件あったことが明らかになっております。県は談合は決して許されないとし、入札の透明性や公正な競争の確保と不正行為の未然防止を図ることが重要であり、制度改革だけでなく職員の意識改革にも徹底して取り組んでいくとしております。

入札制度については、県は県公共工事に関する談合事件を受け談合の再発防止のため入札制度の見直し、取り組みに対する県の考え方が出されております。入札制度検証委員会を発足させ入札制度のあり方などさまざまな視点から検証を加える方針を示しております。財政難の時代でありますので、少しでも落札率が低くなれば市民の負担が減り税金が節約されるわけですが、田村市のことしの8月の入札表を見ますと、予定価格と落札率が出ておりません。入札の透明性や公正な競争の確保のためには公表する必要があると思います。

次の質問をいたします。

1番、入札の透明性や公正な競争の確保のために入札制度のあり方をどのようにしているのかお伺いします。

2番、入札選定に際し、どのような構成メンバーで行っているのかお伺いします。

3番、田村市の平成17年度の平均落札率はどのようになっているかお伺いします。

4番、今後、予定価格と落札率を公表するべきでないかお伺いいたします。 以上、質問いたします。

- 〇議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- ○市長(冨塚宥暘) 19番村越崇行議員の入札の改革についての御質問にお答えいたします。 初めに、入札の透明性や公正な競争の確保のために、入札制度のあり方をどのようにしているかについて申し上げます。

田村市が発注する公共工事につきましては、毎年度4月1日、10月1日の2回、250万円以上の公共工事発注計画を作成して、工事の名称・場所・期間・四半期ごとの入札時期等を公表し、当該年度に発注することが見込まれる工事を周知して発注の透明性の確保を図っているところであります。また本年10月からは、田村市のホームページにおいて同様の内容を掲示して全国どこからでもインターネット上で田村市の工事発注計画や入札結果などの情報が閲覧できるようになっております。

さらに、入札参加者の選考に当たりましては、資格要件の審査を厳正に行い、業種別に 実力に応じた等級別格付基準のランクづけをし、工事の規模にあった指名選定を行ってお りますので、業者指名の透明性、公正な競争が確保されているものと考えております。

次に、入札選定に際しどのような構成メンバーで行っているかにつきましては、「田村市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱」に基づき、助役を会長に、部長、行政局長で構成いたします工事等指名運営委員会で工事担当部署からの選考内申を受け、経営状況、工事成績、地域的条件、手持ち工事の状況、施工技術、安全管理の状況など指名の基準と照らし合わせて選考いたしております。

次に、田村市の平成17年度の平均落札率につきましては、平成17年度に行った入札件数は、工事請負契約194件、設計委託契約76件、合計270件でありました。これらの入札における平均落札率は、予定価格に対する落札額で申し上げますと、工事請負が98%、設計委託が89%となり、全体としては95%であります。

次に、今後、予定価格と落札率を公表するべきでないかにつきましては、田村市は合併前の旧町村時代から、予定価格が事前に明らかになると、予定価格が目安となって競走が制限され落札価格が高どまりとなること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることなどの理由から予定価格の事前公表は行っておりませんでした。また、予定価格の事後公表については、以降の同種工事の予定価格を類推させ、事前公表と同様の弊害を誘発するという問題も指摘されておりました。

しかしながら、予定価格の公表につきましては、積算基準に関する図書の公表が進み、 既に相当程度の積算能力があれば予定価格の類推が可能となっているとともに、施工技術 の進歩などにより工事内容が多様化し、公表を行ったとしても以降の工事の予定価格を類 推することには一定の限度があると思われます。

一方、公表により不正な入札の抑止力となり得ることや積算の妥当性の向上、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果もあり、透明性、競争性の確保に資することなども考えられますので、今後、予定価格の公表につきましては内部で十分調査・検討してまいります。

- ○議長(宗像公一) 村越崇行君。再質問を許します。
- **○19番(村越崇行)** 4番の予定価格と落札率についてですが、落札率についても今後検討 されるという意味に解釈してよろしいのでしょうか。
- ○議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- 〇市長(冨塚宥暻) 再質問にお答えいたします。

予定価格と落札率の公表についての検討をするのかということでありますが、予定価格、これについてはどの時点をもって予定価格とするかというのが大変難しいものであります。一般的には、建築の場合には設計基準に基づいてその中からどの程度まで落とすかによって予定価格が決まります。その中で落札となって、同価格の場合、100%になります。となると、その予定価格をどこに置くかという難しい問題もあります。また落札率は、今申し上げたように、それに対して同金額で落札した場合には100%になります。そうすると1万円でも、1億円でも市民の血税、「予定価格に対して落札率100%、とんでもない」と言われますが、では果たして75%の宮城県、そういうものがいいのかというと、予定価格をどこに持っていっているかです。そうすると設計単価を同額にしておけば、もっと田村市の方も予定価格と落札率は差が出てまいります。どうかその辺も御理解いただきながら、予定価格を発表するということは落札率も当然出てまいります。落札した金額出ますから、割り返せば落札率何%と出ますのでそれは同じく考えていただいても結構だと思います。

- 〇議長(宗像公一) 村越崇行君。
- ○19番(村越崇行) 2番に移ります。

シルバー人材センターのあり方について質問いたします。

シルバー人材センターは60才以上の働く意欲のある方が会に入会し、仕事をする自主的

な組織ということなんだそうです。県内のシルバー人材センターの設置状況は、4月現在で全市町村61のうち設置が51で、未設置が10となっております。

田村市は364名の会員で構成され、三春は275名、小野町は157名となっております。また 田村市の場合は各行政局ごとに担当者がおりましてそこでやっているように聞いておりま す。

そこで、現在、田村市ではシルバー人材センターが福祉課の担当になっているが、産業 課に移行すべきではないかというふうなことを担当の人からも聞いておりますので、この 点についてお答え願います。

2番は、シルバー人材センターに関してなのですが、団塊の世代についてはどのように 今後対応していくかをお聞きしたいと思います。

3番、シルバー人材センターについては、知らない方が多いという話も聞いております ので、仕事の内容など、そのほか広報などで市民に知らせる必要があるのではないかとい うことで質問いたします。

- 〇議長(宗像公一) 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。
- **〇生活福祉部長(秋元正信**) シルバー人材センターのあり方についての御質問にお答えい たします。

シルバー人材センターは、高齢者が長い人生経験と知識、技能を生かしながら、臨時的・ 短期的な就労機会を通して自己の労働能力を活用して、みずからの生きがいの充実や社会 参加を希望する方の就労機会と福祉の増進を目的として設置され、御活躍いただいている ところでございます。

初めに、現在、田村市ではシルバー人材センターが福祉課の担当になっているが、産業課に移行する考えがないかについて申し上げます。田村市はシルバー人材センターを高齢者の生きがい対策事業と位置づけまして、その運営費の補助、福祉施設の一部を事務所として貸与するなどのその事務を本庁の福祉課が行っているところであります。また、市の事業の一部の業務を委託し、シルバー人材センターの事業量の確保に協力するとともに、労働行政の側面からも支援しているところであります。

田村市としましては、シルバー人材センターを高齢者の生きがい対策事業の場として位置づけし、長い間培った経験と技能を生かした仕事の確保や、ボランティア活動をバックアップしていくことから、当然に労働行政所管の産業課と連携を図ることでは福祉課の所管でよいのではと考えております。

次に、団塊の世代にどのように対応してまいるかにつきましては、国は2007年問題として団塊の世代が大量に定年を迎える対策として高年齢者雇用安定法を改正し、事業所に対し、平成18年4月1日までに定年年齢を65歳に引き上げるか、定年を廃止するか、あるいは定年退職者のうち希望者を嘱託等の身分で引き続き雇用する継続雇用制度を導入するか、いずれの対策をとるよう義務づけたところであります。

福島県内の実施状況については、福島労働局の51人以上規模の企業調査によりますと、約8割の企業が雇用確保措置を導入しており、引き続き未実施企業に対する指導を一段と強化することとされております。田村市といたしましても、これらの制度定着をバックアップしてまいるとともに、シルバー人材センターに委託可能なものについては積極的に委託し、事業量確保のために支援をしてまいります。

次に、シルバー人材センターについては知らない方がおり仕事の内容などを広報でPR すべきではにつきましては、どのような方法でPRをしていくか、田村市シルバー人材セ ンターと協議し、田村市としてでき得るものについては検討してまいります。

- 〇議長(宗像公一) 村越崇行君。
- **○19番(村越崇行)** どうもありがとうございました。以上で私の質問を終わります。
- ○議長(宗像公一) これにて19番村越崇行君の質問を終結します。

○議長(宗像公一) 以上をもちまして、本日予定しました通告による一般質問は終了いたしました。

これをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時33分 散会

